

災害復興住宅融資 工事審査手続ガイド

建設

新築購入

補修



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

目次

建設	1
新築購入	8
補修	14
基準・書式	20
災害復興住宅融資の耐久性基準	20
工事審査関係書式	22

※ 中古住宅購入に関する工事審査については、「災害復興住宅融資工事審査手続ガイド（リ・ユース住宅購入）」をご覧ください。

ポイント

- 建物の審査は現場審査一度のみ（事前の設計審査は無し）
- 現場審査の申請先は地方公共団体又は工事審査機関（指定確認検査機関等）
- 住宅の構造によって最長返済期間が異なる

対象となる住宅

条件	内容
住宅の規格	各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること ※ 滅失住宅の残存部分を残して建設する場合は、残存部分を含めた全体で当該要件を満足できればよい。
住宅部分の床面積又は専有面積	13m ² 以上 175m ² 以下であること ※ 面積の算定は、一戸建ての場合は建築基準法上の「延べ面積（住宅の部分）」、一戸建て以外の場合は専有面積（専有部分の面積）で行う。 ※ 175 m ² を超えている場合は、被災前の住宅部分の床面積が上限になる。 ※ 整地資金のみの融資を受ける場合は、「住宅部分の床面積又は専有面積」の条件は適用されません。
併用住宅等	店舗併用住宅などの場合は、原則として、住宅部分の床面積が全体の1/2以上あること
木造の住宅*の場合の建て方	一戸建て又は連続建てであること

*「木造の住宅」とは、耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅以外の住宅をいいます。

住宅の構造

（建設資金の場合）

住宅の構造	最長返済期間*
耐火・準耐火（省令準耐火を含む）・木造（耐久性）	35年
木造（一般）	25年

木造（耐久性）とは、基礎高さ、床下換気孔の設置等の耐久性基準（基準の詳細は、P20 をご覧ください。）に適合する木造の住宅等です。

※ 災害復興住宅融資の融資条件については、住宅金融支援機構ホームページ『災害復興住宅融資』をご覧ください。

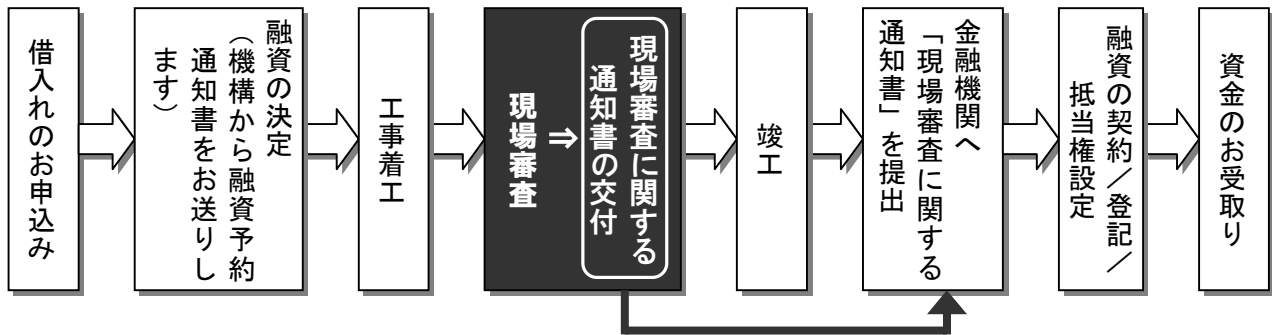
⇒ <http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>

融資対象となる工事費

- ◇住宅の建設費及び門、塀等の外構工事費
- ◇損壊住宅の除却費
- ◇店舗併用住宅の場合の店舗等の非住宅部分の工事費
- ◇建設に付随して行う堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造、地盤改良等に係る工事費（整地費）

※ 整地資金のみの融資を受ける場合でも、住宅の建設に付随して行う整地工事であることが必要です。

手続の流れ



※ お客様が金融機関に申込みを行い、融資予約通知書の送付を受けていないと、現場審査の申請ができませんので、ご注意ください。

※ 整地資金のみの融資を受ける場合の現場審査は、整地工事が完了したときに実施します。

現場審査の時期

現場審査は所定の時期（同一機関で実施される、法律に基づく他の検査と同時期に実施可能。）の約 10 日前に地方公共団体又は工事審査機関に申請してください。

現場審査には、申請者又は代理人による立ち会いが必要になります。

【現場審査の申請時期】次の①～⑤のいずれかの時期（1回）

①～③は同一の地方公共団体又は工事審査機関で災害復興住宅融資の工事審査と①～③のいずれかの検査を申請する場合に限りま。

パターン	所定の現場審査の時期
① 建築基準法の建築確認が必要な場合	建築基準法の中間検査又は完了検査と同時期
② 住宅瑕疵担保履行法に基づく保険が付保される場合	住宅瑕疵担保履行法に基づく保険の検査と同時期（ただし、基礎配筋工事の完了時を除く。）
③ 住宅品質確保法に基づく住宅性能評価が行われる場合	住宅性能評価の検査と同時期（ただし、基礎配筋工事の完了時を除く。）
④ 整地資金のみの融資を受ける場合	整地工事が完了したとき
⑤ 上記以外の場合	屋根工事が完了したときから外壁の断熱工事が完了したときまでの間（木造住宅等の場合）

※ 1 中間資金交付を希望される場合は、①～③の時期に現場審査を受けるパターンにおいても、⑤の「屋根工事が完了したときから外壁の断熱工事が完了したときまでの間」に現場審査を申請し、「現場審査申請報告書」（P 3 参照）の交付を受け、取扱金融機関に提出する必要がありますので、ご注意ください。

※ 2 所定の現場審査の時期を過ぎてしまったときでも、審査可能な場合があります。詳しくは地方公共団体又は工事審査機関にご相談ください。

現場審査の申請先

災害復興住宅融資の現場審査については、機構と契約を締結している地方公共団体及び民間の工事審査機関（指定確認検査機関等）で実施しています。

詳しくは住宅金融支援機構ホームページ『災害復興住宅融資等の工事審査窓口』をご覧ください。

⇒ http://www.jhf.go.jp/customer/kijyun/saigai_shinsei.html

なお、申請に伴う手数料は不要です。

現場審査提出書類

【現場審査提出書類（建設）】

種類※	提出書類	部数
○	現場審査申請書（災害復興住宅等）〔災工第2号書式〕	1部
○	融資予約通知書の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。	1部 (原本提示)
○	建設工事に係る工事請負契約書等の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。 ※ 整地資金のみの融資を受ける場合でも、建設工事に係る工事請負契約書等の写しの提出が必要です。	1部 (原本提示)
△	【整地資金の融資を受ける場合】 整地工事に係る工事請負契約書等の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。	1部 (原本提示)
△	建築確認の添付図面等（住宅の構造、規模及び規格が確認できるもの、仕様書等） ※ 建築確認、住宅瑕疵担保保険の検査若しくは住宅性能評価を申請した地方公共団体又は工事審査機関において災害復興住宅融資の現場審査を行う場合は不要です。	1部
△	【耐火構造又は準耐火構造の住宅以外で構造区分が「木造(耐久性)」の場合】 木造（耐久性）工事内容確認チェックシート（災害復興住宅等）〔災工付表1-1〕 ※ 機構承認住宅（設計登録タイプ）で耐久性基準に適合する場合は、機構承認住宅承認書（写し）及び耐久性基準適合仕様シート（該当する仕様番号を○で囲んでいること。）を上記チェックシートの代わりに提出してください。	1部
△	【構造が省令準耐火構造の場合】 機構が監修又は編著した仕様書（木造住宅・枠組壁工法住宅）、機構承認の特記仕様書又は省令準耐火構造の仕様を確認できる図書等 ※ 機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合は、機構承認住宅承認書（写し）及び省令準耐火構造適合仕様シート（該当する仕様番号を○で囲んでいること。）を提出してください。	1部
△	【中間資金を利用される場合】 現場審査申請報告書〔参考書式第30の3号〕 ※ 「現場審査申請報告書」をご提出いただきますと、受理印が押印されて返却されますので、中間資金の受取手続きの際に、この「現場審査申請報告書」を他の必要書類とともに取扱金融機関にご提出ください。	1部
△	委任状〔災工第2-2号書式〕 ※ 代理人が工事審査を申請する場合のみ必要	1部
△	その他地方公共団体又は工事審査機関が指示した書類	

※ ○印・・・必ずご提出していただく書類 △印・・・該当する場合のみご提出していただく書類

現場審査申請書[災工第2号書式](建設)

[災工第2号書式]		融資種別 △ 1. 災害復興住宅 2. 地すべり等関連住宅				
現場審査申請書 (第一面) (災害復興住宅等)		平成 年 月	建設補修の別 △ 1. 建設 2. 補修 3. 移転			
1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり現場審査を申請します。なお当申請書及び添付図書等に記載の事項に相違ありません。 平成 年 月 日 受託地方公共団体等殿		2. 現住所 〒 () - () - () TEL () - () - () (フリガナ) 氏名				
3. 取扱金融機関名	4. 融資予約年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	5. 建築確認年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	※ 融資予約通知書 照合済欄			
6. 建設又は補修する家屋の場所 (共同建て等の場合) 住宅番号 号		10. 現場審査の申請状況 △ 1. 他制度の検査と併せて実施 △ イ. 建築基準法の検査 ロ. 住宅瑕疵担保保険の検査 ハ. 住宅性能評価の検査 2. 単独で実施				
7. 工事請負事業者の名称 フリガナ 名称 担当者名 TEL () - () - ()						
8. 建設・移転の場合		9. 補修の場合				
建設する家屋の概要	建設地	△ 1. 現在地 2. 現在地以外	構造	△ 1. 木造 敷地面積 m ²		
	所有形態	△ 1. 自家 2. 借家 3. 貸家	補修する家屋の概要	2. 準耐火 被規 1戸当りの床面積 m ² 害家屋の模 3. 耐火 非住宅部分 m ²		
	構造	△ 1. 木造(一般) 2. 木造(耐久性) 3. 準耐火 5. 耐火(一般) 性能耐火(耐久性有) 性能耐火(耐久性無)	補修の箇所	基礎、土台、床、柱、外壁、内壁、天井、屋根、庇、造作、建具、外構、その他 ()		
	戸建型式	△ 1. 1戸建て 2. 重ね建て 3. 連続建て 4. 共同建て	移転工事	引方移転、かさ上げ その他 ()		
	階数	地上 階 地下 階	概			
	専用併用の別	△ 1. 専用住宅 2. 併用住宅	要			
整地工事		たい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造 その他 ()	整地工事 たい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造 その他 ()			
建設費等(税込)	区分	申請者記入欄	※ 審査欄	区分	申請者記入欄	※ 審査欄
	建設費	円	e 円	補修費	円	円
	1平方メートル当たりの建設費		e/c 円/m ²	移転費	円	円
	整地費	円	円	整地費	円	円
※ 判定欄	平成 年 月 日 木(一般)、木(耐久)、準耐火、耐火(一般)、性能耐火(耐久性有)、性能耐火(耐久性無) 第 号	※現場審査年月日 第1次 年 月 日 第2次 年 月 日 ※審査員氏名	※ 審査台帳記入照合済欄	※受託地方公共団体等受付欄		

(第二面の注意書きをお読みの上、ご記入ください。)

住宅金融支援機構
平成29年4月1日

※ 記載要領は、P5、P6 を参照してください。

現場審査申請書[災工第2号書式](建設)記載要領 1

被害を受けた家屋の住宅部分の1戸当たりの床面積を記入してください。(共同建ての場合は、専有面積を記載してください。)(P6参照)
※1戸当たりの床面積は、車庫、バルコニー、共用部分(共同住宅の場合)の床面積を除きます。

建築基準法上の敷地面積を記入してください。
※戸建型式が1戸建て以外の場合は、1建築物当たりの敷地面積を記載してください。

建設する新築家屋の住宅部分の1戸当たりの床面積を記入してください。

家屋の場所は、「地名地番」です。(住居表示ではありません。)

【構造】
「2.木(耐久)」…耐火、準耐火構造以外で機構の定める耐久性基準に適合したものです。
「3.準耐火」…省令準耐火構造も含まれます。(P6参照)

「2.重ね建て」…住宅の上に住宅を重ねて建てる型式です。
「3.連続建て」…2戸以上の住宅を横に連結する建て方のことです。
※構造が「1.木(一般)」または「2.木(耐久)」の場合は、「1戸建て」または「連続建て」に○印を付けてください。

建築基準法上の階数を記入してください。

整地工事の内容が複数ある場合は、当てはまるものすべてに○印を付けてください。

建設費の欄には、主体工事費、主体工事に付随する電気・給排水・ガス設備・太陽熱温水器の各工事費、設計費、工事監理費、除却工事費、屋外附帯工事費(整地工事に係る費用を除く。)、その他の経費の合計を記入してください。(税込)
※店舗併用住宅の場合は、非住宅部分の工事費も建設費の対象となりますので建設費に計上してください。

融資予約通知書の融資予約年月日及び融資予約番号を記入してください。

(災害建設・補修・移転・地すべり)

平成 年 月 日
L一般 XXXXXXXX

融資予約 〇〇〇〇 番号 第 XX XXXXXX 号

△印の欄は、該当する番号に○印を付けてください。(他の△印のある項目も同様です。)

融資予約通知書の借入申込人名を記入してください。
※ 設計者、施工者や代理人の名義では、申請できません。

△印の欄は、該当する番号に○印を付けてください。(他の△印のある項目も同様です。)

災害の発生年月と災害名称を記入してください。

建築確認不要地域の場合、記入の必要はありません。

現場審査を他制度の検査と併せて実施する場合は、同一機関に申請してください。

申請書右側半分は、補修資金の場合の記入欄です。建設資金の場合は記入しないでください。

整地費の欄には、建設に付随するたい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造等の整地工事に係る費用の合計(税込)を記入してください。(P6参照)

この欄は地方公共団体又は工事審査機関が使用しますので、記入しないでください。

現場審査申請書 (第一面)

(災害復興住宅等)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり現場審査を申請します。なお申請書及び添付図書等に記載の事項に相違ありません。

平成 〇 年 11 月 1 日

受託地方公共団体等殿

2. 現住所 〒 (999-9999) TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申請者氏名 機構 太郎

3. 取扱金融機関名 〇〇銀行

4. 融資予約年月日及び番号 平成 〇 年 5 月 1 日 第 ##### 号

5. 建築確認年月日及び番号 平成 〇 年 5 月 15 日 第 ##### 号

※ 融資予約通知書 照合済欄

6. 建設又は補修する家屋の場所 〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1 (共同建て等の場合) 住宅番号 号

7. 工事請負事業者の名称 担当名称 住宅 次郎

フリガナ 〇〇コウテン 〇〇工務店 TEL (0000) 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

8. 建設・移転の場合

建設地	△ 1. 現在地	1戸当たりの床面積	112.50 m ²
	2. 現在地以外	非住宅部分	0 m ²
建設所有形態	△ 1. 自家	敷地面積	187.50 m ²
	2. 借家		
	3. 貸家		
建設する家屋の戸建型式	△ 1. 木造(一般)	新築家屋の規模	a. 住宅部分1戸当たりの床面積
	2. 木造(耐久性)		109.20 m ²
	3. 準耐火	b. 非住宅部分	0 m ²
	4. 耐火(一般)	c. 計	109.20 m ²
概階数	△ 1. 1戸建て	住宅部分1戸当たりの床面積	f. 住宅部分1戸当たりの床面積
	2. 重ね建て		0 m ²
	3. 連続建て		0 m ²
階数	△ 1. 地上 2階	非住宅部分	g. 非住宅部分
	2. 地下 0階		0 m ²
専用併用の別	△ 1. 専用住宅	(a+)床面積	109.20 m ²
	2. 併用住宅	(b+)床面積	

9. 補修

構造	△ 1. 木造	敷
	2. 準耐火	被規
	3. 耐火	害家
		屋の
		模

10. 現場審査の申請状況

△ 1. 他制度の検査と併せて実施

△ イ. 建築基準法の検査

○ ロ. 住宅瑕疵担保保険の検査

ハ. 住宅性能評価の検査

2. 単独で実施

申請書右側半分は、補修資金の場合の記入欄です。建設資金の場合は記入しないでください。

整地費の欄には、建設に付随するたい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造等の整地工事に係る費用の合計(税込)を記入してください。(P6参照)

区分	申請者記入欄	※審査欄	区分	申請者記入欄	※審査欄
建設費	14,000,000 円		補修費	円	
1平方メートルの建設費	円/㎡		移転費	円	
地費	2,500,000 円		整地費	円	

年 月 日 ※現場審査年月日

年 月 日 ※受託地方公共団体等受付欄

木(耐久)、準耐火、耐火(耐久性)、性能耐火(耐久性)

審査台帳記入照合済欄

書きをお読みの上、ご記入ください。)

住宅金融支援機構 平成29年4月1日

現場審査に関する通知書

現場審査が終了すると、地方公共団体又は工事審査機関から「現場審査に関する通知書」が2通発行されます。

このうち、金融機関提出用については、建物竣工後（登記完了後）に行う融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の際に必要なとなりますので大切に保管してください。

[災工第3号書式]		申請者用	
現場審査に関する通知書 （災害復興住宅等）			
災害の名称 <small>(災害復興住宅の場合)</small>	平成 年 月 (災害名)		
融資種別	△ 1. 災害復興住宅 2. 地すべり等関連住宅		
区分	△ 1. 建設 2. 補修 3. 移転		
※ 通 知 欄	下記申請者に係る災害復興住宅等の現場審査は、審査の結果、合格と判定したので通知します。 合格年月日 平成 年 月 日 合格番号 第 号 現場審査の申請状況 △ 1. 他制度の検査と併せて実施 △イ. 建築基準法の検査 △ロ. 住宅関係員関係の検査 △ハ. 住宅性能評価の検査 2. 単 独 で 実 施		
1. 申請者氏名	(フリガナ)		
2. 建物の所在地 (地名地番)	[共同建て等の場合: 団地名 ()、住宅番号 ()]		
3. 戸建型式	1. 1戸建て 2. 連続建て 3. 重ね建て 4. 共同建て	4. 戸数(貸家等)	戸
建設・移転の場合		補修の場合	
5. 敷地面積	m ²		
6. 建物の面積	a. 住宅部分	m ²	
	b. 非住宅	m ²	
	c. 合計	m ²	
	4. 住宅の一部	m ²	
	ア. 非住宅	m ²	
	合計	(a+4)床面積	m ²
	(b+ア)床面積	m ²	
7. 建設費等	建設費A	円	
	1㎡当たり単価(A÷c)	円/㎡	
	整地費	円	
8. 工事業者情報	電話番号	- -	
	業者名(カナ)		
●記載上の注意 ... △印の欄は、該当番号を○で囲んでください。 ... 建設の場合の7.建設費等、補修の場合の6.補修費等には消費税を含みます。 ... 地すべりの場合は建設費Aに融資対象工事費を記入してください。			
※ 申請住宅についての審査は、独立行政法人住宅金融支援機構の定める審査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。			
住宅金融支援機構			
20120401			

新築購入

ポイント

- フラット35の適合証明書を取得している場合は購入物件審査が省略可能
- 建物の審査は購入物件審査一度のみ（事前の設計審査は無し）
- 購入物件審査の申請先は地方公共団体又は工事審査機関（指定確認検査機関等）
- 住宅の構造によって最長返済期間が異なる

対象となる住宅

条件	内容
住宅の規格	各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること
住宅部分の床面積又は専有面積	50m ² （マンション（地上階数3以上のもの。以下同じ。）の場合、30m ² ）以上 175m ² （※）以下の住宅であること ※ 175 m ² を超えている場合は、被災前の住宅部分の床面積が上限になります。 ※ 次の場合は50 m ² 未満（マンションの場合30 m ² 未満）であってもよい。 <ul style="list-style-type: none">・ 滅失した家屋の1戸あたりの床面積が50 m²未満（マンションの場合30 m²未満）である場合・ その他機構がやむを得ないと認めた場合
併用住宅等	店舗併用住宅などの場合は、原則として、住宅部分の床面積が全体の1/2以上あること
木造の住宅*の場合の建て方	一戸建て又は連続建てであること
竣工日	申込日から2年前の日以降に竣工又は竣工予定の住宅
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 申込日前に人が居住していたことのない住宅・ 申込日前に登録上申込本人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除きます。）の名義になっていないこと

*「木造の住宅」とは、耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅以外の住宅をいいます。

住宅の構造

（購入資金の場合）

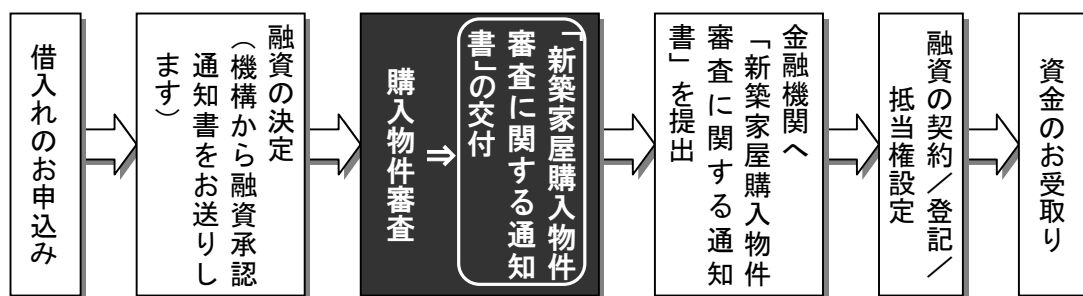
住宅の構造	最長返済期間*
耐火・準耐火（省令準耐火を含む）・木造（耐久性）	35年
木造（一般）	25年

木造（耐久性）とは、基礎高さ、床下換気孔の設置等の耐久性基準（基準の詳細は、P20をご覧ください。）に適合する木造の住宅等です。

※ 災害復興住宅融資の融資条件については、住宅金融支援機構ホームページ『災害復興住宅融資』をご覧ください。

⇒ <http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>

■ 手続の流れ



※ お客様が金融機関に申込みを行い、融資承認通知書の送付を受けていないと、購入物件審査の申請ができませんので、ご注意ください。

■ 購入物件審査が省略できる場合

購入する物件が、フラット35の適合証明書を取得済みの新築住宅の場合は、購入物件審査は不要です。

■ 購入物件審査の申請先

災害復興住宅融資の購入物件審査については、機構と契約を締結している地方公共団体及び民間の工事審査機関（指定確認検査機関等）で実施しています。

詳しくは住宅金融支援機構ホームページ『災害復興住宅融資等の工事審査窓口』をご覧ください。

⇒ http://www.jhf.go.jp/customer/kijyun/saigai_shinsei.html

なお、申請に伴う手数料は不要です。

■ 購入物件審査の時期

融資承認通知書の発行後、かつ、建物竣工後に地方公共団体又は工事審査機関に申請してください。

購入物件審査には、申請者又は代理人の立ち会いが必要になります。

購入物件審査提出書類

【購入物件審査提出書類（新築購入）】

種類※	提出書類	部数
○	新築家屋購入物件審査申請書（災害復興住宅等）〔災工第4号書式〕	1部
△	新築家屋購入物件審査申請書（災害復興住宅一括申請用）〔災工第4-1号書式〕 ※ 売主（又は販売を委託された事業者）が一括して申請するときに限り、災工第4号書式に代えて提出。	1部
○	融資承認通知書の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。	1部 (原本提示)
○	建築確認等の添付図面又は募集パンフレット等の図面 ※ 建築確認、住宅瑕疵担保保険の検査若しくは住宅性能評価を申請した地方公共団体又は工事審査機関において災害復興住宅融資の現場審査を行う場合は不要	1部
○	検査済証の写し ※ 検査済証が未交付の場合は完了検査申請書の写し、建築確認不要の場合は募集パンフレットの写し、工事請負契約書の写し等で購入する物件の完成時期が確認できるもの	1部
△	【耐火構造又は準耐火構造の住宅以外で構造区分が「木造(耐久性)」の場合】 木造（耐久性）工事内容確認チェックシート（災害復興住宅等）〔災工付表1-2〕 ※ 機構承認住宅（設計登録タイプ）で耐久性基準に適合する場合は、機構承認住宅承認書（写し）及び耐久性基準適合仕様シート（該当する仕様番号を○で囲んでいること。）を上記チェックシートの代わりに提出してください。	1部
△	【構造が省令準耐火構造の場合】 機構が監修又は編著した仕様書（木造住宅・枠組壁工法住宅）、機構承認の特記仕様書又は省令準耐火構造の仕様を確認できる図書等 ※ 機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合は、機構承認住宅承認書（写し）及び省令準耐火構造適合仕様シート（該当する仕様番号を○で囲んでいること。）を提出してください。	1部
△	委任状〔災工第2-2号書式〕 ※ 代理人が工事審査を申請する場合のみ必要	1部
△	その他地方公共団体又は工事審査機関が指示した書類	

※ ○印・・・必ずご提出していただく書類 △印・・・該当する場合のみご提出していただく書類

新築家屋購入物件審査に関する通知書

購入物件審査が終了すると、地方公共団体又は工事審査機関から「新築家屋購入物件審査に関する通知書」が2通発行されます。

このうち、金融機関提出用については、建物の所有権登記完了後に行う融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の際に必要な書類と共金融機関へご提出ください。

新築家屋購入物件審査申請書[災工第4号書式](購入)

[災工第4号書式]

新築家屋購入物件審査申請書

(災害復興住宅等) (第一面)

融 資 種 別 △ 1. 災害復興住宅 2. 地すべり等関連住宅	
災害の名称 (災害復興住宅の場合)	平成 年 月 日 災害名
1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり購入物件審査を申請します。なお、当申請書、添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。 平成 年 月 日 受託地方公共団体等 殿	2. 住 所 〒 () 電話 () - () - () 氏 名 (フリガナ) _____ _____ (印)
3. 取扱金融機関名	4. 申込受理年月日 平成 年 月 日
5. 融資承認年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	
6. 建物の所在地 団地名又は建物名称 () 共同住宅の場合、購入する住宅の存する階及び番号 (階 号)	7. 敷地面積 _____ m ²
8. 建物建設事業主(売主) 名称 住所 電話 () - () - () 担当者	※ 融資承認通知書
9. 確認済証(建築確認通知書)交付年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	10. 検査済証交付年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号
11. 竣工年月日(建築確認不要地域の場合のみ記入してください)。 平成 年 月 日 第 号	13. 現場審査の申請状況 △1. 他制度の検査と併せて実施 △イ. 建築基準法の検査 △ハ. 住宅性能評価の検査 2. 単 独 で 実 施
12. 申請建物の概要等	住宅部分1戸当たりの床面積 _____ m ² 非住宅部分 _____ m ² 合 計 _____ m ²
構造 △ 1. 木造(一般) 2. 木造(耐久性) 3. 準耐火 5. 耐火(一般) 5. 性能耐火(耐久性有) 6. 性能耐火(耐久性無)	
戸建型式 △ 1. 1戸建て 2. 重ね建て 3. 連続建て 4. 共同建て	
階 数 地上 () 階 / 地下 () 階	
用 途 △ 1. 専用住宅 2. 併用住宅	
住宅の規格 居室 (室) 炊事室 (室) 便所 (カ所)	
審 査 事 項	
※ 審査欄	
1. 申込受理日から起算して2年前の日以降に検査済証が交付されているもの。(建築確認不要地域の場合は、2年前の日以降に竣工していることが確認できるもの。	適 格 ・ 不 適 格
2. 木造の家屋にあっては、一戸建て又は連続建てであるもの。	適 格 ・ 不 適 格
3. 1戸当たりの住宅部分の床面積が、原則として30m ² (一戸建て等の場合は50m ²)以上175m ² 以下のもの。	適 格 ・ 不 適 格
4. 住宅には、居室並びに炊事室及び便所が設けられているもの。	適 格 ・ 不 適 格
5. 併用住宅にあっては、原則として、住宅部分の床面積が当該家屋の2分の1以上であるもの。	適 格 ・ 不 適 格
※ 判定欄 判定年月日及び番号 平成 年 月 日 木(一般)・木(耐久)・準耐火・耐火・性能耐火(耐久有)・性能耐火(耐久無) 第 号	※ 審査員氏名
※ 工事審査台帳 記入照合済欄	※ 受託地方公共団体等受付欄
※ 備考欄	

(第二面の記載要領等をお読みの上、ご記入ください)

住宅金融支援機構

平成 26 年 10 月 1 日

※ 記載要領は、P12、P13 を参照してください。

補修

ポイント

- 建物の審査は工事完了後の一度のみ（工事前の設計審査は無し）
- 現場審査の申請先は地方公共団体又は工事審査機関（指定確認検査機関等）

対象となる住宅

条件	内容
住宅の規格	各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること ※ 滅失住宅の残存部分を残して補修する場合は、残存部分を含めた全体で当該要件を満足できればよい。 ※ 整地資金のみの融資を受ける場合は、「住宅の規格」の条件は適用されません。
併用住宅等	店舗併用住宅などの場合は、原則として、住宅部分の床面積が全体の約1/2以上あること

住宅の構造

（補修資金の場合）

住宅の構造	最長返済期間*
全ての構造	20年

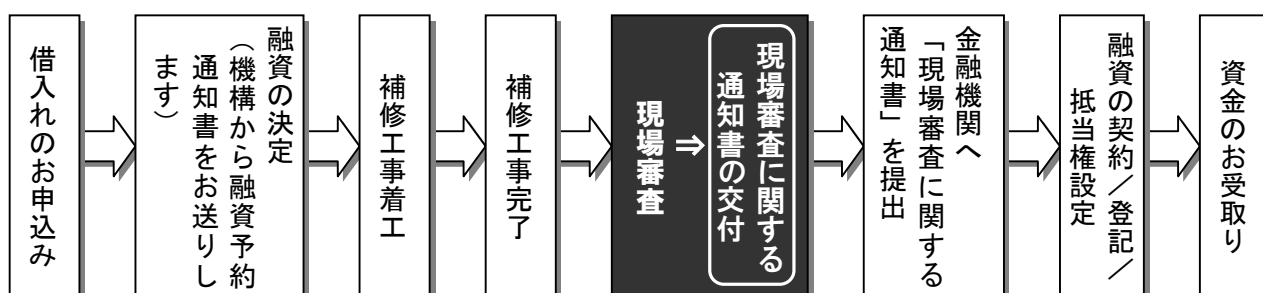
※ 災害復興住宅融資の融資条件については、住宅金融支援機構ホームページ『災害復興住宅融資』をご覧ください。 ⇒ <http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>

融資対象となる工事費

- ◇住宅の補修費及び門、塀等の外構工事費
- ◇住宅の補修に付随する次の工事費
 - ・ 損壊住宅の除却費
 - ・ 住宅のかさ上げ、引方移転費
 - ・ 堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造、地盤改良等に係る工事費（整地費）
- ◇店舗併用住宅の場合の店舗等の非住宅部分の補修費

※ 整地資金のみの融資を受ける場合でも、住宅の補修に付随して行う整地工事であることが必要です。

手続の流れ



- ※ お客様が金融機関に申込みを行い、融資予約通知書の送付を受けていないと、現場審査の申請ができませんので、ご注意ください。
- ※ 整地資金のみの融資を受ける場合の現場審査は、整地工事が完了したときに実施します。

現場審査の時期

補修工事完了予定日（整地資金のみの融資を受ける場合は整地工事完了予定日）の約 10 日前に地方公共団体又は工事審査機関に申請してください。

なお、現場審査には、申請者又は代理人の立ち会いが必要になります。

現場審査の申請先

災害復興住宅融資の現場審査については、機構と契約を締結している地方公共団体及び民間の工事審査機関（指定確認検査機関等）で実施しています。

詳しくは住宅金融支援機構ホームページ『災害復興住宅融資等の工事審査窓口』をご覧ください。

⇒ http://www.jhf.go.jp/customer/kijyun/saigai_shinsei.html

なお、申請に伴う手数料は不要です。

現場審査提出書類

【現場審査提出書類（補修）】

種類※	提出書類	部数
○	現場審査申請書（災害復興住宅等）〔災工第2号書式〕	1部
○	融資予約通知書の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。	1部 (原本提示)
○	補修工事に係る工事請負契約書等の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。 ※ 整地資金のみの融資を受ける場合でも、補修工事に係る工事請負契約書等の写しの提出が必要です。	1部 (原本提示)
△	【整地資金の融資を受ける場合】 整地工事に係る工事請負契約書等の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。	1部 (原本提示)
△	【引方移転資金の融資を受ける場合】 引方移転工事に係る工事請負契約書等の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。	1部 (原本提示)
△	【建築確認が必要な場合】 建築確認の添付図面 ※ 建築確認を申請した地方公共団体又は工事審査機関で災害復興住宅融資の現場審査を行う場合は、提出不要です。また、整地資金のみの融資を受ける場合も、提出不要です。	1部
△	委任状〔災工第2-2号書式〕 ※ 代理人が工事審査を申請する場合のみ必要	1部
△	その他地方公共団体又は工事審査機関が指示した書類	

※ ○印・・・必ず提出していただく書類 △印・・・該当する場合のみ提出していただく書類

■ **現場審査に関する通知書**

現場審査が終了すると、地方公共団体又は工事審査機関から「現場審査に関する通知書」が2通発行されます。

このうち、金融機関提出用については、融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の際に必要となりますので、契約に必要な書類と共に金融機関へご提出ください。

現場審査申請書[災工第2号書式](補修)

[災工第2号書式]		融資種別 △ 1. 災害復興住宅 2. 地すべり等関連住宅							
現場審査申請書 (第一面) (災害復興住宅等)		災害の名称 平成 年 月 日 (災害復興住宅の場合)	建設補修の別 △ 1. 建設 2. 補修 3. 移転						
1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり現場審査を申請します。なお申請書及び添付図書等に記載の事項に相違ありません。 平成 年 月 日 受託地方公共団体等殿		2. 現住所 〒 () - () - () TEL () - () - () 氏名 (フリガナ)							
3. 取扱金融機関名	4. 融資予約年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	5. 建築確認年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	※ 融資予約通知書 照合済欄						
6. 建設又は補修する家屋の場所 (共同建て等の場合) 住宅番号 号		10. 現場審査の申請状況 △ 1. 他制度の検査と併せて実施 △ イ. 建築基準法の検査 ロ. 住宅瑕疵担保保険の検査 ハ. 住宅性能評価の検査 2. 単独で実施							
7. 工事請負事業者の名称 フリガナ 名称 TEL () - () - ()		担当者名							
8. 建設・移転の場合		9. 補修の場合							
建設する家屋の概要	建設地	△ 1. 現在地 2. 現在地以外	構造	△ 1. 木造 2. 準耐火 3. 耐火	敷地面積	㎡	1戸当たりの床面積	㎡	
	所有形態	△ 1. 自家 2. 借家 3. 貸家	補修する家屋の概要	基礎、土台、床、柱、外壁、内壁、天井、屋根、庇、造作、建具、外構、その他 ()	被規 害家 屋の 模	1戸当たり の床面積	㎡	非住宅部分	㎡
	構造	△ 1. 木造(一般) 2. 木造(耐久性) 3. 準耐火 5. 耐火(一般) 性能耐火(耐久性有) 性能耐火(耐久性無)	新築家屋の規模	引方移転、かさ上げ					
	戸建型式	△ 1. 1戸建て 2. 重ね建て 3. 連続建て 4. 共同建て	a. 住宅部分1戸当たりの床面積 ㎡ b. 非住宅部分 ㎡ c. 計 ㎡	移転工事	その他 ()				
	階数	地上 階 地下 階	既存部分の規模						
	専用併用の別	△ 1. 専用住宅 2. 併用住宅	d. 住宅部分1戸当たりの床面積 ㎡ e. 非住宅部分 ㎡						
整地工事	たい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造 その他 ()		整地工事 たい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造 その他 ()						
建設費等(税込)	区分	申請者記入欄	※ 審査欄	区分	申請者記入欄	※ 審査欄			
	建設費	円	円	補修費	円	円			
	1平方メートル当たりの建設費		e/c 円/㎡	移転費	円	円			
	整地費	円	円	整地費	円	円			
※ 判定欄	平成 年 月 日		※現場審査年月日		※受託地方公共団体等受付欄				
	木(一般)、木(耐久)、準耐火、耐火(一般)、性能耐火(耐久性有)、性能耐火(耐久性無) 第 号		第1次 年 月 日 第2次 年 月 日						
			※審査員氏名	※ 審査台帳記入照合済欄					

(第二面の注意書きをお読みの上、ご記入ください。)

住宅金融支援機構

平成29年4月1日

※ 記載要領は、P18、P19を参照してください。

災害復興住宅融資の耐久性基準

在来木造・枠組壁工法・丸太組構法の耐久性基準

- ※ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造の耐久性基準については、住宅金融支援機構までお問い合わせください。
- ※ 本基準は、構造を耐火構造、準耐火構造又は木造(一般)とされる場合には適用されません。

① 土台

ア 土台は次のいずれかに該当するものを用いたものとする。

- (ア) ひのき、ひば、べいひ、べいすぎ、けやき、くり、べいひば、台湾ひのき、ウエスタンレッドシーダー、こうやまき、さわら、ねすこ、いちい、かや、インセンスシーダー若しくはセンペルセコイヤ又はこれらの樹種により構成される集成材等（集成材の JAS に規定する化粧ばり構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の JAS に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の JAS に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）
- (イ) 構造用製材の JAS 等（製材の JAS 並びに枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の JAS をいう。以下同じ。）に規定する保存処理の性能区分のうち K3 以上の防腐処理及び防蟻処理（北海道及び青森県の区域内の住宅にあっては、構造用製材の JAS 等に規定する保存処理の性能区分のうち K2 以上の防腐処理）又は JIS K 1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤若しくはこれと同等の薬剤を用いた K3 以上（北海道及び青森県の区域にある住宅にあっては、K2 以上）の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これらと同等の性能を有する処理を施したもの
- (ウ) (ア) 又は (イ) に掲げるものと同等の耐久性の確保に有効な措置が講じられていることが確かめられたもの

イ 土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。

② 換気設備

住宅の炊事室、浴室及び便所には次のア又はイの設備を設けること。

- ア 機械換気設備
- イ 換気のできる窓

③ 基礎

地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さが 400mm 以上であること。

④ 小屋裏換気

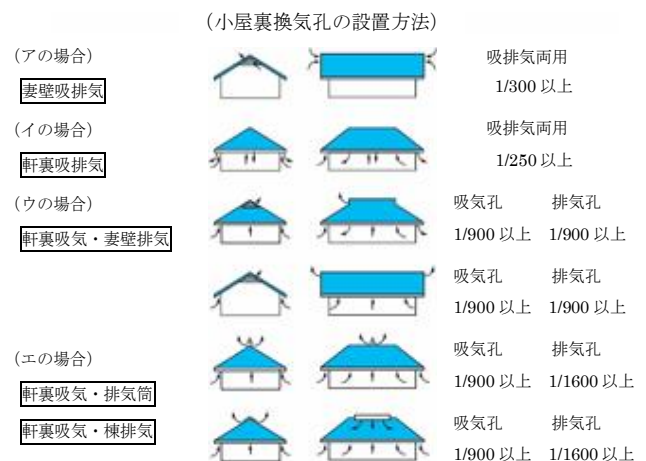
小屋裏（屋根断熱工法（天井に断熱材を施工せず、屋根に断熱材を施工し、小屋裏換気孔を設置しない工法をいう。）を用いていることその他の措置が講じられていることにより、室内と同等の温熱環境にあると認められる小屋裏を除く。以下同じ。）を有する場合にあっては、次のアからエまでのいずれかの換気方式とすること。

ア 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気上有効な位置に 2 以上の換気孔が設けられ、かつ、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合が 1/300 以上であること。

イ 軒裏に換気上有効な位置に 2 以上の換気孔が設けられ、かつ、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合が 1/250 以上であること。

ウ 軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに吸気孔が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに排気孔が吸気孔と垂直距離で 90cm 以上離して設けられ、かつ、吸気孔及び排気孔の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれ 1/900 以上であること。

エ 軒裏又は小屋裏の壁のうち屋外に面するものに吸気孔が設けられ、小屋裏のできるだけ頂部に排気筒その他の器具を用いて排気孔が設けられ、かつ、吸気孔の有効面積の天井面積に対する割合が 1/900 以上であり、排気孔の有効面積の天井面積に対する割合が 1/1600 以上であること。



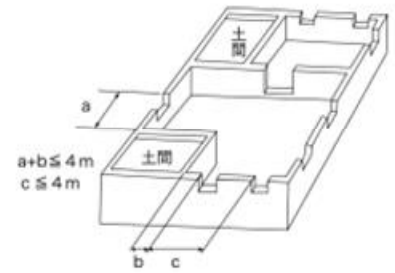
⑤ 床下換気・防湿

ア 外壁の床下部分には、壁の長さ4m 以下ごとに有効面積 300cm² 以上の換気孔が設けられ、壁の全周にわたって壁の長さ1m 当たり有効面積 75cm² 以上の換気孔が設けられ、又は同等の換気性能があると確かめられた措置が講じられていること。

イ 厚さ 60mm 以上のコンクリート、厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルムその他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われていること。

※ 基礎断熱工法（床に断熱材を施工せず、基礎の外側、内側又は両側に地面に垂直に断熱材を施工し、床下換気孔を設置しない工法をいう。）を用いた場合で、一定の基準に適合するものにあつては、アの床下換気孔を設置しないこととします。

(床下換気孔)



⑥ 防腐・防蟻措置

ア 外壁の軸組等（外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。）をいう。以下同じ。）のうち、地面からの高さ1m 以内の部分について、防腐及び防蟻（北海道及び青森県においては、防腐）に有効な措置を講じたものとする。

イ アに規定する防腐及び防蟻に有効な措置を講じたものとは、次の(ア) から(カ) までのいずれかに該当するものをいう。

(ア) 構造用製材のJAS等に規定する耐久性区分D₁の樹種（ひのき、ひば、べいひ、けやき、台湾ひのき、すぎ、からまつ、べいすぎ、くり、ダフリカからまつ、べいひば、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、くぬぎ、みずなら、べいまつ（ダグラスファー）、ウエスタンレッドシーダー、アピトン、ウエスタンラーチ、カプル、ケンパス、セランガンバツ、タマラック、パシフィックコーストイエローシーダー、サイプレスパイン、ボンゴシ、イペ、ジャラ、インセンスシーダー又はセンパルセコイヤ）に区分される製材又はこれらの樹種により構成される集成材等を使用したもの

(イ) 下地材を除く部分に製材又は集成材等を使用し、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板のJASに規定する構造用合板、構造用パネルのJASに規定する構造用パネル、JIS A 5908（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうちPタイプ又はJIS A 5905（繊維板）に規定する繊維板のうちミディアムデンシティファイバーボードのPタイプをいう。）を使用するとともに、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであるもの

(ロ) 柱が直接外気に接する構造であつて、当該柱に接続する外壁の中心線から軒の先端までの水平距離が90cm 以上であるもの

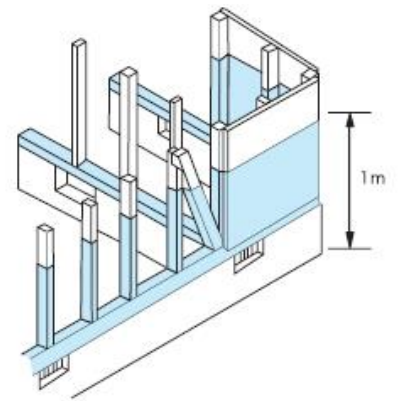
(ハ) 柱に接続する外壁が通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の中に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）であるもの

(ニ) 製材又は集成材等でその小径が12cm 以上のものを使用したもの

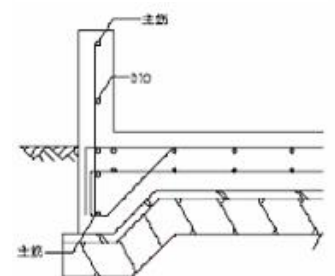
(ホ) (ア) から(ハ) までに掲げるものと同等の防腐及び防蟻に有効な措置が講じられていることが確かめられたもの

ウ 基礎の内周部の地盤を、鉄筋のコンクリート造のべた基礎により若しくは基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートにより覆うこと又は基礎の内周部及びつか石の周囲の地盤について、防蟻上有効な土壌処理を講じたものとする。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域の住宅については、この限りでない。

(防腐・防蟻措置の範囲)



(べた基礎)



⑦ 浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（1階の浴室回りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造による腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上2階以上の階に存する場合にあつては下地材を含む。）並びに浴室の天井は、次のア又はイのいずれか又は⑥のイの(ア) から(ハ) までのいずれかに該当するものであること。

ア 防水上有効な仕上げが施されているもの

イ 浴室の軸組等、床組及び天井にあつては、当該浴室を浴室ユニットとしたものであるもの

■ 工事審査関係書式

最新の書式は、住宅金融支援機構ホームページ『災害復興融資・工事審査関係書式』
http://www.jhf.go.jp/customer/kijyun/saigai_doc.html でご確認ください。

現場審査申請書 [災工第2号書式] (表面)	P23
現場審査申請書 [災工第2号書式] (裏面)	P24
新築家屋購入物件審査申請書 [災工第4号書式] (表面)	P25
新築家屋購入物件審査申請書 [災工第4号書式] (裏面)	P26
木造(耐久性)工事内容確認チェックシート(災害復興住宅等) [新築家屋(建設)] [災工付表 1-1]	P27
木造(耐久性)工事内容確認チェックシート(災害復興住宅等) [新築家屋(購入)] [災工付表 1-2]	P28
現場審査申請報告書 [参考書式第30の3号]	P29
委任状[災工第2-2号書式]	P30

現場審査申請書

(第一面)

(災害復興住宅等)

融資種別	△ 1. 災害復興住宅 2. 地すべり等関連住宅		
災害の名称	平成 年 月	建設補修の別	△ 1. 建設 2. 補修 3. 移転
現住所		〒 () () TEL () - () - ()	
氏名		(フリガナ) _____	
3. 取扱金融機関名		4. 融資予約年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	5. 建築確認年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号
6. 建設又は補修する家屋の場所 (共同建て等の場合) 住宅番号 号		10. 現場審査の申請状況 △ 1. 他制度の検査と併せて実施 △ イ. 建築基準法の検査 ロ. 住宅瑕疵担保保険の検査 ハ. 住宅性能評価の検査 2. 単独で実施	
7. 工事請負事業者の名称 フリガナ 名称		担当者名 TEL () - () - ()	
8. 建設・移転の場合		9. 補修の場合	
建設する家屋の概要	建設地	△ 1. 現在地 2. 現在地以外	1戸当たりの床面積 m ²
	所有形態	△ 1. 自家 2. 借家 3. 貸家	敷地面積 m ²
	構造	△ 1. 木造(一般) 2. 木造(耐久性) 3. 準耐火 5. 耐火(一般) 性能耐火(耐久性有) 性能耐火(耐久性無) 6.	a. 住宅部分1戸当たりの床面積 m ² b. 非住宅部分 m ² c. 計 m ²
	戸建型式	△ 1. 1戸建て 2. 重ね建て 3. 連続建て 4. 共同建て	残存部分の規模 i. 住宅部分1戸当たりの床面積 m ² j. 非住宅部分 m ²
	階数	地上 階 地下 階	敷地面積 m ²
	専用併用の別	△ 1. 専用住宅 2. 併用住宅	(a+i)床面積 m ² (b+j)床面積 m ²
	構造	△ 1. 木造 2. 準耐火 3. 耐火	敷地面積 m ² 1戸当たりの床面積 m ² 非住宅部分 m ²
補修する箇所	基礎、土台、床、柱、外壁、内壁、天井、屋根、庇、造作、建具、外構、その他 ()		
概況	引方移転、かさ上げ その他 ()		
整地工事	たい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造 その他 ()		整地工事 その他 ()
建設費等(税込)	区分	申請者記入欄	※ 審査欄
	建設費	円	e 円
	1平方メートル当たりの建設費	円	e/c 円/m ²
	整地費	円	円
※ 判定欄	平成 年 月 日	※現場審査年月日 第1次 年 月 日 第2次 年 月 日	
	木(一般)、木(耐久)、準耐火、耐火(一般)、性能耐火(耐久性有)、性能耐火(耐久性無) 第 号	※審査員氏名	※ 審査台帳記入照合済欄
	※受託地方公共団体等受付欄		

(第二面の注意書きをお読みの上、ご記入ください。)

住宅金融支援機構

平成29年4月1日

第二面

- (注) 1. この申請書は1通提出してください。同時に工事請負契約書及び融資予約(変更)通知書の原本を提示の上で写し(1通)を提出してください。
2. 申請者は太枠内に所定の事項を記入し、又は当該番号若しくは当該事項を○で囲んでください。
3. 構造のうち、木造(一般)とは、準耐火及び耐火以外のもので「木造(耐久性)」以外のものです。木造(耐久性)とは、準耐火及び耐火以外のもので、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。準耐火とは、主要構造部を建築基準法上の準耐火構造とした住宅、またはツーバイフォー住宅やプレハブ住宅のうち機構承認の防火性能を備えた住宅等が該当します。耐火(一般)とは、主要構造部を建築基準法上の耐火構造とした住宅です。鉄筋コンクリート造の住宅等が該当します。性能耐火とは、主要構造部を耐火設計法(建築基準法第2条第9号2イ(2))の基準に適合するものとしたものです。機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものが「性能耐火(耐久性有)」、耐久性向上措置を施していないものが「性能耐火(耐久性無)」となります。
4. 戸建型式の共同建てとは、2戸以上の世帯向住宅が共用部分(共用の廊下、階段、広間等をいう。以下同じ。)を有する建て方をいいます。
5. 併用住宅とは、住宅部分と一体として自己使用される非住宅部分(店舗、事務所等(店舗等の使用に係る車庫等を含む。))をいう。以下同じ。)を併せ持つ家屋をいいます。
6. 住宅部分の1戸当たりの床面積は、車庫、その他これらに類する部分及び共同建ての場合の共用部分を除いた面積をいいます。
7. 9の現場審査の申請状況欄については、以下のいずれかの検査と併せて申請する場合は「他制度の検査と併せて実施」及び該当する検査を○で囲んでください。
- ・建築基準法に基づき行う中間検査又は完了検査
 - ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき行う躯体工事の完了時、屋根工事の完了時又は下地張りの直前の工事の完了時の検査
 - ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき行う躯体工事の完了時、屋根工事の完了時下地張りの直前の工事の完了時又は竣工時の検査

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の災害復興住宅等融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について災害復興住宅等融資のご案内により確認しています。
- (1) 機構の災害復興住宅等融資に適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、建設費、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての審査は、機構の定める審査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。

<個人情報の取扱い>

個人情報を利用する業務の内容及び目的

機構は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1 業務内容

- (1) 住宅に関する審査を行い、機構の災害復興住宅等融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「工事審査業務」といいます。)
- (2) その他これらに付随する業務

2 利用目的

現場審査の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。

- (1) 災害復興住宅融資の対象となる住宅等の審査のため
- (2) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (3) 住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- (4) 市場調査や分析・統計の実施のため
- (5) アンケートの実施等による機構の業務に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- (6) その他お客様との取引の円滑かつ適切な履行のため

新築家屋購入物件審査申請書

(災害復興住宅等) (第一面)

融 資 別 △ 1. 災害復興住宅 2. 地すべり等関連住宅		災害の 名 称 平成 年 月 災害名 (災害復興住宅の場合)	
1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり購入物件審査を申請します。なお、当申請書、添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。 平成 年 月 日 受託地方公共団体等 殿		2. 住 所 〒 () 電話 () - () - () 氏 名 (フリガナ) _____ (印)	
3. 取扱金融機関名	4. 申込受理年月日 平成 年 月 日	5. 融資承認年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	※ と 融 資 承 認 通 知 欄 書
6. 建物の所在地 団地名又は建物名称 () 共同住宅の場合、購入する住宅の存する階及び番号 (階 号)		7. 敷地面積 _____ m ²	
8. 建 物 建 設 名 称 事業主(売主) 住 所		電話 () - () - () 担 当 者	
9. 確認済証(建築確認通知書)交付年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号		10. 検査済証交付年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	
11. 竣工年月日(建築確認不要地域の場合のみ記入してください。) 平成 年 月 日 第 号		13. 現場審査の申請状況 △1. 他制度の検査と併せて実施 △イ. 建築基準法の検査 ハ. 住宅性能評価の検査 2. 単 独 で 実 施	
12. 申 請 建 物 の 概 要 等	構 造 △ 1. 木造(一般) 2. 木造(耐久性) 3. 準耐火 5. 耐火(一般) 5. 性能耐火(耐久性好) 6. 性能耐火(耐久性無)		
	戸建型式 △ 1. 1戸建て 2. 重ね建て 3. 連続建て 4. 共同建て	住宅部分1戸当たりの床面積	_____ m ²
	階 数 地上 () 階 / 地下 () 階	非住宅部分	_____ m ²
	用 途 △ 1. 専用住宅 2. 併用住宅	合 計	_____ m ²
	住宅の規格 居室 (室) 炊事室 (室) 便所 (カ所)		
審 査 事 項			※ 審 査 欄
1. 申込受理日から起算して2年前の日以降に検査済証が交付されているもの。(建築確認不要地域の場合は、2年前の日以降に竣工していることが確認できるもの。)			適 格 ・ 不 適 格
2. 木造の家屋にあっては、一戸建て又は連続建てであるもの。			適 格 ・ 不 適 格
3. 1戸当たりの住宅部分の床面積が、原則として30m ² (一戸建て等の場合は50m ²)以上175m ² 以下のもの。			適 格 ・ 不 適 格
4. 住宅には、居室並びに炊事室及び便所が設けられているもの。			適 格 ・ 不 適 格
5. 併用住宅にあっては、原則として、住宅部分の床面積が当該家屋の2分の1以上であるもの。			適 格 ・ 不 適 格
※ 判 定 欄 判定年月日及び番号 平成 年 月 日 木(一般)・木(耐久)・準耐火・耐火・性能耐火(耐久有)・性能耐火(耐久無) 第 号	※審査員氏名	※工事審査台帳 記入照合済欄	※受託地方公共団体等受付欄
※ 備 考 欄			

(第二面の記載要領等をお読みの上、ご記入ください)

記 載 要 領 等

1. この申請書は1通提出してください。なお同時に次の書類等も併せて提出してください。
 - (1) 融資承認(変更)通知書(原本を提示の上で写し(1通)を提出してください。)
 - (2) 建築基準法第7条第3項による検査済証の写し(1通)(検査済証が未交付の場合は同法第7条第1項による書類(完了検査申請書)の写し。なお、この場合、検査済証が交付された後、速やかにその写しを提出してください。)
 - (3) 建築確認の添付図書等(1通)(なお、設計図書がない場合で、受託地方公共団体等が審査上支障がないと認めるときは、募集パンフレット等の図面でもかまいません。)
 - (4) 建築基準法第6条第1項による建築確認が不要な地域に建設された家屋を購入される場合には、(2)の書類に代えて募集パンフレット、工事請負契約書(写し)等、当該家屋の竣工年月日を確認できる書類。(1通)
2. 申請者は太枠内に所定の事項を記入し、又は当該番号を○で囲んでください。
3. 「7. 敷地面積」欄には、1戸建て以外の場合にあつては、1建築物当たりの敷地面積を記入してください。
4. 12欄について
 - (1) 構造のうち、木造(一般)及び木造(耐久性)とは、準耐火、耐火、性能耐火(耐久性有)及び性能耐火(耐久性無)以外の住宅のことで、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものが木造(耐久性)、耐久性向上措置を施していないものが木造(一般)となります。在来木造等の住宅が該当します。
準耐火とは、主要構造部を建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火構造とした住宅及び省令準耐火構造(ツーバイフォー住宅の場合は、機構の定める省令準耐火構造の住宅の仕様に適合する住宅及びプレハブ住宅)とした住宅のことで、耐火とは、主要構造部を建築基準法第2条第9号の2のイの(1)に定める耐火構造とした住宅のことで、性能耐火(耐久性有)及び性能耐火(耐久性無)とは、主要構造部を耐火設計法(建築基準法第2条第9号の2のイの(2)に定める基準)に適合するものとした住宅のことで、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものが性能耐火(耐久性有)、耐久性向上措置を施していないものが性能耐火(耐久性無)となります。
 - (2) 戸建型式の共同建てとは、2戸以上の世帯向住宅が共用部分(共用の廊下、階段、広間等をいう。以下同じ。)を有する建て方をいいます。
 - (3) 併用住宅とは、住宅部分と一体として自己使用される非住宅部分(店舗、事務所等(店舗等の使用に係る車庫等を含む。))をいう。以下同じ。)を併せ持つ家屋をいいます。
 - (4) 1戸当たりの床面積とは、車庫、その他これらに類する部分及び共同建ての場合の共用部分を除いた住宅部分のことで、
 - (5) 敷地面積及び床面積は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで記入してください。
5. 13欄の現場審査の申請状況欄については、以下のいずれかの検査と併せて申請する場合は「他制度の検査と併せて実施」及び該当する検査を○で囲んでください。
 - ・建築基準法に基づき行う中間検査又は完了検査
 - ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき行う躯体工事の完了時、屋根工事の完了時下地張りの直前の工事の完了時又は竣工時の検査

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の災害復興住宅等融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について災害復興住宅等融資のご案内等により確認しています。
 - (1) 機構の災害復興住宅等融資に適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての審査は、機構の定める審査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。

<個人情報の取扱い>

個人情報を利用する業務の内容及び目的

機構は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1 業務内容

- (1) 住宅に関する審査を行い、機構の災害復興住宅等融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「工事審査業務」といいます。)
- (2) その他これらに付随する業務

2 利用目的

購入物件審査の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。

- (1) 災害復興住宅融資の対象となる住宅等の審査のため
- (2) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (3) 住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- (4) 市場調査や分析・統計の実施のため
- (5) アンケートの実施等による機構の業務に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- (6) その他お客様との取引の円滑かつ適切な履行のため

木造(耐久性)

工事内容確認チェックシート(災害復興住宅等)

申請者名:

印

工事監理者名:
(又は工事施工者名)

印

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名及び押印してください。)

私は、工事審査の申請に当たり以下の基準について適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法					基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認に当たっては、住宅金融支援機構が監修する「住宅工事仕様書」等をよくお読みください。)	図面 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	公共団体 等審査欄
	在 来 木 造	2 × 4	S 造	R C 造	丸 太 組				
構造耐力上主要部分の鋼材	-	-	○	-	-	・構造耐力上主要部分の鋼材は、所定の防錆性能を有する仕様であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鉄筋のかぶり厚さ	-	-	-	○	-	・鉄筋のかぶり厚さは水セメント比ごとに定められた所定寸法以上であること。 ・使用するセメント及びコンクリートは、基準に適合する品質等を有すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基礎の高さ	○	○	-	-	○	・地面から基礎の上端まで又は地面から土台下端までの高さは、40cm以上あること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
小屋裏換気	○	○	○	-	○	・独立した小屋裏ごとに2ヵ所以上の換気孔があること。 ・換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、所定の割合以上とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
床下換気	○	○	○	-	○	・次のいずれかに適合すること(所定の基礎断熱工法の場合を除く) ア 外壁の床下部分に壁の長さ4m以内ごとに有効面積300cm ² 以上の換気孔を設置 イ 外壁の全周にわたって外壁の長さ1m当たり有効面積75cm ² 以上の換気孔を設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
床下防湿	○	○	○	-	○	・床下の防湿措置は以下のいずれかであること。 ア 厚さ6cm以上のコンクリートで覆ったもの イ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆ったもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
木部の防腐・防蟻措置	○	○	-	-	○	・外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分に次のいずれかの措置を講じていること。 ア JAS耐久性区分D1の樹種による製材又は集成材等の使用 イ 防腐・防蟻処理材(北海道・青森県は防腐材)の使用 ウ 柱を直接外気に接する構造(真壁造)とし、軒の出90cm以上 エ 柱に接続する外壁に通気層の設置 オ 断面寸法12cm角以上の製材又は集成材等の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基礎内周部の地盤の防蟻措置	○	○	-	-	○	・基礎の内周部の地盤は、次のいずれかの防蟻措置を講じていること(北海道青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県を除く)。 ア 鉄筋コンクリート造のべた基礎による被覆 イ 基礎と鉄筋により一体となって地盤上に一様に打設されたコンクリートによる被覆 ウ 有効な土壌処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
浴室等の防水措置	○	○	-	-	○	・浴室及び脱衣室の軸組等及び床組並びに浴室の天井は、防水上有効な仕上げが施されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
土台	○	○	-	-	○	・外壁に接する土台を木造とする場合は次のア及びイに適合すること。 ア 耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理を行うこと(北海道、青森県はK2相当以上の防腐処理)。 イ 土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
換気設備の設置	○	○	○	○	○	・住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けていること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注1) 本書式は、構造区分が木造(耐久性)の場合に提出する必要があります(プレハブ住宅等で耐久性基準に適合するものとして機構が承認した住宅を除く。)

注2) 申請者及び工事監理者の方が、工法毎に該当する基準について設計図書及び施工現場を確認し、図面・現場確認欄にチェックをした上でご提出ください。

注3) 申請の際は、公共団体等審査欄は記入しないでください。

受託地方公共団体等は、図面・現場確認欄を確認の上、公共団体等審査欄に記入してください。

木造(耐久性)

工事内容確認チェックシート(災害復興住宅等)

申請者名 :

印

工事監理者名 :
(又は工事施工者名若しくは
建物建設事業者(売主))

印

(工事監理者がいない場合は、工事施工者又は建物建設事業者(売主)が記名・押印してください。)

私は、工事審査の申請に当たり以下の基準について適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法					基準の概要 (あくまで概要ですので、工事内容の確認に当たっては、住宅金融支援機構が監修する「住宅工事仕様書」等をよくお読みください。)	図面 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	公共団体 等審査欄
	在来 木造	2 × 4	S 造	R C 造	丸 太 組				
構造耐力上主要部分の鋼材	-	-	○	-	-	・構造耐力上主要部分の鋼材は、所定の防錆性能を有する仕様であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鉄筋のかぶり厚さ	-	-	-	○	-	・鉄筋のかぶり厚さは水セメント比ごとに定められた所定寸法以上であること。 ・使用するセメント及びコンクリートは、基準に適合する品質等を有すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基礎の高さ	○	○	-	-	○	・地面から基礎の上端まで又は地面から土台下端までの高さは、40cm以上あること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
小屋裏換気	○	○	○	-	○	・独立した小屋裏ごとに2ヵ所以上の換気孔があること。 ・換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、所定の割合以上とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
床下換気	○	○	○	-	○	・次のいずれかに適合すること(所定の基礎断熱工法の場合を除く。) ア 外壁の床下部分に壁の長さ4m以内ごとに有効面積300cm ² 以上の換気孔を設置 イ 外壁の全周にわたって外壁の長さ1m当たり有効面積75cm ² 以上の換気孔を設置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
床下防湿	○	○	○	-	○	・床下の防湿措置は以下のいずれかのものであること。 ア 厚さ6cm以上のコンクリートで覆ったもの イ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆ったもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
木部の 防腐・防蟻措置	○	○	-	-	○	・外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分に次のいずれかの措置を講じていること。 ア JAS耐久性区分D1の樹種による製材又は集成材等の使用 イ 防腐・防蟻処理材(北海道・青森県は防腐材)の使用 ウ 柱を直接外気に接する構造(真壁造)とし、軒の出90cm以上 エ 柱に接続する外壁に通気層の設置 オ 断面寸法12cm角以上の製材又は集成材等の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基礎内周部の地盤の防蟻措置	○	○	-	-	○	・基礎の内周部の地盤は、次のいずれかの防蟻措置を講じていること(北海道青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県を除く。) ア 鉄筋コンクリート造のべた基礎による被覆 イ 基礎と鉄筋により一体となって地盤上に一様に打設されたコンクリートによる被覆 ウ 有効な土壌処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
浴室等の防水措置	○	○	-	-	○	・浴室及び脱衣室の軸組等及び床組並びに浴室の天井は、防水上有効な仕上げが施されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
土台	○	○	-	-	○	・外壁に接する土台を木造とする場合は次のア及びイに適合すること。 ア 耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理を行うこと(北海道及び青森県はK2相当以上の防腐処理) イ 土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
換気設備の設置	○	○	○	○	○	・住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けていること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注1) 本書式は、構造区分が木造(耐久性)の場合に提出する必要があります(プレハブ住宅等で耐久性基準に適合するものとして機構が承認した住宅を除きます。)

注2) 申請者及び工事監理者の方が、工法毎に該当する基準について設計図書及び施工現場を確認し、図面・現場確認欄にチェックをした上でご提出ください。

注3) 申請の際は、公共団体等審査欄は記入しないでください。

受託地方公共団体等は、図面・現場確認欄を確認の上、公共団体等審査欄に記入してください。

平成 年度分

※金融機関記入欄（申込番号又は顧客番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

現場審査申請報告書

独立行政法人住宅金融支援機構の定める建設基準、融資条件、手続き等を了承し、下記地方公共団体等に現場審査の申請を行ったことを報告いたします。

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

平成 年 月 日

申請者

郵便番号 〒 (-)

現住所

電話番号 () - () - ()

氏名

㊟

現場審査申請を行う地方公共団体等の名称

※ 地方公共団体等受付欄

※ 地方公共団体等受付欄に受理印が押印された後、お申込みされた金融機関等の窓口にご提出ください。

委 任 状

私は、を代理人と定め
次の権限を委任します。

- 一．住宅金融支援機構の融資にかかる現場審査の申請に関する一切の行為
- 二．住宅金融支援機構の融資にかかる購入物件審査の申請に関する一切の行為

平成 年 月 日
住所
氏名 (印)

(注) 委任権限に関する不要部分については適宜抹消して使用してください。

住宅金融支援機構 災害復興住宅融資 関連情報

<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>

- 災害復興住宅融資の制度内容や融資手続に関する情報が掲載されています。
- 東日本大震災により被災された方は、<http://www.jhf.go.jp/shinsai/> をご覧ください。

お問い合わせ先

住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353

- 営業時間 毎日 9：00～17：00（祝日、年末年始は休業）
- ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、恐れ入りますが次の番号におかけ直してください。

048-615-0420

（通話料金がかかります。）